

# 平成26年度の狂犬病予防注射と犬の登録について

▶問合せ すこやか環境グループ ☎079(435)2721

狂犬病予防法で、犬の飼い主には、犬の登録(生後91日以上)と狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせることが、義務付けられています。

## ●狂犬病予防注射

飼い主の皆さまには、下記の動物病院で接種されますようお願いいたします。

動物病院では、日常の健康管理なども含め、予防接種以外のアドバイスも受けられます。

なお、すでに播磨町で登録されている犬については、狂犬病予防注射通知書を3月初旬に発送しています。



## ▶持っていく物

- ▷登録した犬 狂犬病予防注射通知書、費用3,200円
- ▷登録していない犬 費用6,200円(登録3,000円+注射3,200円)

※毎年4月に実施していた集合注射は東播開業獣医師会の運営で5月に実施します。詳しくは5月号広報にてお知らせします。

## 平成26年度事務委託獣医師一覧表

1 三木動物病院(宮北) ☎079(435)3664	15 吉田獣医科医院(加古川市別府町別府) ☎079(435)7887
2 たなか動物病院(北野添) ☎078(943)5917	16 ひっぽ動物病院(加古川市加古川町河原) ☎079(421)4040
3 はりま動物病院(東本荘) ☎079(436)8330	17 プリス動物病院(加古川市加古川町寺家町) ☎079(422)2103
4 いなみ動物病院(稲美町六分一) ☎079(492)6290	18 東加古川ペットクリニック(加古川市平岡町新在家) ☎079(439)6234
5 トトどうぶつ病院(稲美町国岡) ☎079(492)2391	19 魚住動物病院(明石市魚住町長坂寺) ☎078(947)3987
6 あさの動物病院(加古川市平岡町高畑) ☎079(420)2099	20 大久保動物病院(明石市大久保町大窪) ☎078(936)6211
7 はとの里動物病院(加古川市加古川町木村) ☎079(454)3231	21 堂本動物病院(明石市大久保町わかば) ☎078(936)6641
8 池沢動物病院(加古川市加古川町平野) ☎079(423)9939	22 ファミリー動物病院(明石市魚住町清水) ☎078(941)2070
9 グリーンピース動物病院(加古川市加古川町中津) ☎079(421)6644	23 松浜動物病院(明石市二見町西二見) ☎078(942)0139
10 ポチ&タマ総合動物病院(加古川市東神吉町外田) ☎079(431)7377	24 アルマ動物病院(明石市二見町東二見) ☎078(944)2060
11 ミュウどうぶつ病院(加古川市別府町新野辺北町) ☎079(430)0633	25 松尾動物病院(明石市上ノ丸) ☎078(911)0234
12 加古川動物病院(加古川市東神吉町西井ノ口) ☎079(433)0523	26 なかむら動物病院(明石市魚住町長坂寺) ☎078(948)2707
13 やまぐち動物病院(加古川市神野町石守) ☎079(423)6670	27 アン動物病院(明石市魚住町清水) ☎078(942)7157
14 パークレー動物医療センター(加古川市加古川町備後) ☎079(422)2289	

## 犬の飼い主の皆さまへ 人と犬が快適に暮らすために、マナーを守って飼いましょう

- マナーその1 犬の登録と狂犬病予防注射を受けましょう。狂犬病は、すべての哺乳類に感染し、発症すると100%死亡する恐ろしい病気です。
- マナーその2 放し飼いはやめましょう。散歩の際はリードをつけましょう。散歩中もリードを離したり、伸ばしすぎないように心掛けましょう。
- マナーその3 犬のフンは必ず持ち帰りましょう。道路上に放置したままにするのは、飼い主のマナー違反です。犬のフンやブラッシングのあとの抜け毛は必ず持ち帰り、燃えるごみとして出してください。

## あなたの大切なペットが迷子になったら…

すぐにお近くの動物愛護センター、警察署に連絡してください。あなたの大切なペットを保護してくれた誰かが、届けてくれているかもしれません。どうか「そのうち帰ってくるだろう」と思わずに、あなたの大切なペットが迷子になったら、すぐにお近くの動物愛護センター、警察署に連絡してください。

▶問合せ  
兵庫県動物愛護センター三木支所  
☎0794(84)3050  
加古川警察署 ☎079(427)0110

### 住宅リフォーム助成制度の概要

▼助成対象工事 町内に住民登録のある人が、ご自分の居住している住宅を、町内業者の施工により改築、修繕、模様替え、設備改善などを行うもので、工事費(消費税を除く)が20万円以上の工事

▼助成金額 工事費の10分の1(上限10万円)

▼申請手続き 申請書・工事内容の分かる設計図面・町内事業者からの工事見積書・工事予定箇所の写真を住民グループへ提出してください

- ・町税を滞納している人は申請できません
- ・播磨町における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第13号)第2条第2号に規定する暴力団員は申請できません
- ・リフォーム助成は、1人1回、1住宅1回限りです
- ・工事は平成27年3月31日までに完了してください

3月号広報にて申請者の抽選を行うとお知らせしましたが、従来のとおり4月1日より助成申請を受け付けます。(抽選は行いません)

# 住宅リフォーム助成制度 4月1日より助成申請を受け付けます

▶問合せ 住民グループ地域振興チーム  
☎079(435)2364



### ▼注意事項

- ・申請時にすでに着工・完了している工事は対象になりません
- ・町の他の補助・助成を重複して受けることはできません

## ◆下水道への接続依頼◆

下水道法では接続可能となった地域のお宅について、くみ取り便所の場合は「3年以内」、浄化槽の場合は「すみやかに」下水道へ接続していただく義務が課せられています。

まだ接続されていない方は下水道の主旨をご理解いただき、工事の実施をお願いします。また、接続工事に伴う資金の融資あっせん制度などについては、お手数ですが下水道グループにご相談ください。

▶問合せ 下水道グループ  
☎079(435)2373

## 水道料金・下水道使用料にかかる消費税が4月1日より「8%」に上がります

平成26年4月1日より、消費税(地方消費税を含む)が現行の5%から8%に引き上げられることに伴い、平成26年4月1日以降に使用される水道料金及び下水道使用料にかかる消費税が8%に変更になります。経過措置として下記の図のとおり、平成26年4月1日(改定日)以前より継続して使用している場合で、検針期間が改定日をまたぐ3、4月分(4月検針)と4、5月分(5月検針)の水道料金・下水道使用料は、原則として旧税率(5%)での請求となります。

なお、平成26年4月1日以降に新たに使用を開始する場合は、新税率の8%が適用されます。

↓改定日 平成26年4月1日

検針月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
偶数月に検針	検針 3・4月分		検針 5・6月分	検針		
	消費税率 5%			消費税率 8%		
奇数月に検針	検針 4・5月分			検針 6・7月分		
	消費税率 5%			消費税率 8%		

※検針は毎月20日前後です。

また、給水装置の新設や増口径の場合の加入分担金・給水装置負担金及び水源開発負担金などについても、4月1日以降の納付分より新税率の8%を適用させていただきます。

今後におきましても水道事業・下水道事業の健全な財政運営を図るため、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

▶問合せ 水道料金などに関すること  
水道グループ ☎079(435)2379  
下水道使用料に関すること  
下水道グループ ☎079(435)2373

## あなたの医療・年金・介護・子育て

4月から8%  
を守るため、消費税のご負担をお願いします。

今回の消費税率引き上げ分は全て医療・年金などにあてられます。

●●● 中小企業庁 ●●●